

【訂正とおわび】

前月号の「ねんきんネット」で在職老齢年金の試算が可能に」に誤りがありました。
 下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

図表3 在職老齢年金の仕組み

60～64 歳	○賃金と年金額（基礎年金相当を含む）の合計が月 28 万円を上回る場合は、賃金の増加 2 に対して年金額 1 を支給停止（減額）する。 ○賃金が月 46 万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金額を減額する。
65 歳以降	○賃金と厚生年金（基礎年金を含まない）の合計が月 46 万円を上回る場合は、賃金の増加 2 に対して年金額 1 を支給停止（減額）する。

（下線部が訂正した箇所です）

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082, E-mail：report@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWeb アドレス

http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/index.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したのですが、その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。